



# 化学物質管理ランク指針（製品版） Ver.15への改定と お願い事項について

i-PRO株式会社 製品化学物質管理委員会  
2026年1月1日

# もくじ

1. ランク指針 改定内容
  - ・ランク指針の主な改定箇所
  - ・禁止物質レベル1の改定内容
  - ・禁止物質レベル2の改定内容
2. 購入先様へのお願い事項
  - ・不使用保証書の再提出のお願い
  - ・ランク指針改定に伴う留意点
3. 関連文書
  - ・関連文書の掲載

# ランク指針 改定内容

# ランク指針の主な改定箇所

## ■ ランク指針の構成

1. 本指針の目的
2. 適用範囲
3. 運用及び適用除外
4. 制定と改廃
5. 用語の定義
6. 規定管理物質

付属書1：禁止物質レベル1 物質/物質群リスト

付属書2：禁止物質レベル2 物質/物質群リスト

付属書3：禁止物質レベル3 物質/物質群リスト

付属書4：EU RoHS指令除外項目一覧表

付属書5：ELV指令除外項目一覧表

付属書6：禁止物質の管理値

### 【追加：禁止物質レベル2からレベル1へ変更】

- 炭素数15から21のペルフルオロカルボン酸(PFCA)(P10参照)
- 中鎖型塩化パラフィン(MCCP, C14-17)(P11参照)

### 【規制内容を更新】

- ポリ塩化ターフェニル(PCT)類(P5参照)
- ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)(P6参照)
- ホルムアルデヒド(P7参照)
- ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)(P8参照)
- ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)(P8参照)
- デクロランプラス™(P8参照)
- UV-328(P9参照)
- 炭素数9から14のペルフルオロカルボン酸(PFCA)(P10参照)
- 短鎖型塩化パラフィン(SCCP)(P11参照)

### 【禁止物質レベル3からレベル2へ変更】

- ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)(P12参照)
- ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)(P12参照)
- デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)(P12参照)

### 【追加】

- 有機ハロゲン難燃剤(OFR)(P12, 13参照)

最新情報へ更新

# 禁止物質レベル1の改定内容（1/7）

- 参照法令で取り上げていない豪州の法令で、出荷製品に影響を及ぼす可能性がある改正が行われたため、規制内容を更新

No	物質/物質群	i-PRO規制内容	規制対象	主な参照法令
1	ポリ塩化ターフェニル (PCT)類	意図的使用禁止かつ 50ppm未満	すべての用途	EU REACH Annex XVII

青文字：更新箇所

# 禁止物質レベル1の改定内容 (2/7)

- EU POPs規則の改正ドラフトにより、規制内容を更新
- 「特定臭素系難燃剤(PBB、PBDE)」と記載していたが、規制内容や参照法令も異なるため、PBBとPBDEを分離記載

No	物質/物質群	i-PRO規制内容	規制対象	主な参照法令
8	ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)	意図的使用禁止かつ 1000ppm未満	EU RoHS対象機器	化審法 EU RoHS EU POPs Annex I TSCA POPs条約
		意図的使用禁止かつ 10ppm未満	上記以外：すべての用途(電池の材料としての用途、自動車用部品、包装材、玩具・育児用品など)	
			<適用除外> - PBDEを含むリサイクル材を含有する玩具および育児用品の材質中における350ppm未満のPBDE(2026年10月20日まで) - PBDEを含むリサイクル材を含有する成形品(玩具と育児用品以外)の材質中における350ppm未満のPBDE(2027年6月30日まで) - PBDEを含むリサイクル材を含有する成形品(玩具と育児用品以外)の材質中における200ppm未満のPBDE(2027年7月1日以降)	

青文字：更新箇所

(注) ランク指針の適用除外満了日は、基本、法規制の適用除外満了日6ヶ月前に設定

# 禁止物質レベル1の改定内容 (3/7)

- EU REACH規則の改正 ((EU)2023/1464) により、ホルムアルデヒドが規制対象に追加されたため更新  
合わせて、参照法令から「ドイツ 化学品禁止規則」および「デンマーク ホルムアルデヒド規制」を削除

No	物質/物質群	i-PRO規制内容	規制対象	主な参照法令
17	ホルムアルデヒド	<ul style="list-style-type: none"><li>・木材ベースの成形品 気中濃度0.062mg/m<sup>3</sup>(0.05ppm)未満</li><li>・上記以外の成形品 気中濃度0.080mg/m<sup>3</sup>(0.06ppm)未満</li></ul>	すべての用途(成形品が対象)	EU REACH Annex XVII TSCA カナダ環境保護法1999

青文字：更新箇所

# 禁止物質レベル1の改定内容 (4/7)

## ● EU POPs規則の改正により、規制内容を更新 (1/2)

No	物質/物質群	i-PRO規制内容	規制対象	主な参照法令
18	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩およびPFOS関連物質	意図的使用禁止かつ <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFOS(塩を含む)の場合 25ppb (0.025ppm)未満</li> <li>・1つまたは複数のPFOS関連物質の組み合わせの場合 濃度合計が1000ppb (1ppm)未満</li> </ul>	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs条約
22	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD)	意図的使用禁止かつ 75ppm未満	すべての用途	化審法 EU POPs Annex I POPs条約
30	デクロンプラス™	意図的使用禁止かつ 1000ppm未満  <ul style="list-style-type: none"> <li>・2027年4月16日から 1ppm未満</li> </ul>	すべての用途  <適用除外> (2029年8月26日まで) - 航空宇宙、防衛用途 - 医療用画像診断と放射線治療の装置/設備	化審法 EU POPs Annex I POPs条約

青文字：更新箇所

(注) ランク指針の適用除外満了日は、基本、法規制の適用除外満了日6ヶ月前に設定

# 禁止物質レベル1の改定内容 (5/7)

## ● EU POPs規則の改正により、規制内容を更新 (2/2)

No	物質/物質群	i-PRO規制内容	規制対象	主な参照法令
31	特定ベンゾトリアゾール化合物(2) UV-328	意図的使用禁止かつ 100ppm未満  ・2026年8月4日から 10ppm未満 ・2028年8月4日から 1ppm未満	すべての用途  <適用除外> (2030年2月4日まで) - 自動車 (トラック、自動二輪車、建設用、農業用、産業用などを含む) - 産業塗装 (エンジニアリング機械/鉄道輸送/大型鋼構造物の重防食塗装など) - 偏光板中のトリアセチルセルロース(TAC)フィルム - 航空機	化審法 EU POPs Annex I POPs条約

青文字：更新箇所

(注) ランク指針の適用除外満了日は、基本、法規制の適用除外満了日6ヶ月前に設定

# 禁止物質レベル1の改定内容 (6/7)

- スtockホルム条約(POPs条約) 第12回締約国会議(COP12)において、長鎖ペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)が附属書A(廃絶)に追加されたため、
  - ・炭素数15から21のペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)を追加 (禁止物質レベル2からレベル1へ変更)
  - ・炭素数9から14のペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)の規制内容を更新

No	物質/物質群	i-PRO規制内容	規制対象	主な参照法令
27	炭素数9から21のペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)とその塩およびC9-C21 PFCA関連物質	[C9-C14 PFCA] 意図的使用禁止かつ ・C9-C14 PFCA(塩を含む)の場合 25ppb (0.025ppm)未満 ・1つまたは複数のC9-C14 PFCA関連物質の 組み合わせの場合 濃度合計が260ppb (0.26ppm)未満	すべての用途  <適用除外> - 電離放射線または熱分解によるポリテトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダー製造の不純物としての1ppm以下のC9-C14 PFCA	EU REACH Annex XVII POPs条約
		[C15-C21 PFCA] 意図的使用禁止	すべての用途	POPs条約

追加

青文字：更新箇所

# 禁止物質レベル1の改定内容 (7/7)

- スtockホルム条約(POPs条約) 第12回締約国会議(COP12) において、中鎖型塩化パラフィン(MCCP, C14-17)が附属書A(廃絶) に追加されたため、
  - ・中鎖型塩化パラフィン(MCCP, C14-17)を追加 (禁止物質レベル2からレベル1へ変更)
  - ・短鎖型塩化パラフィン(SCCP, C10-13)の規制内容を更新

No	物質/物質群	i-PRO規制内容	規制対象	主な参照法令
32	中鎖型塩化パラフィン(MCCP, C14-17) (塩素化率45重量%以上のものに限る)	意図的使用禁止	すべての用途 <適用除外> - 次の用途に使用される軟質ポリ塩化ビニル： ・建設分野(建物とその他構造物のメンテナンスを含む)において、商業目的以外で使用される屋内空間の床材以外の用途 ・建設分野のワイヤーおよびケーブル ・医療機器および体外検査用機器のワイヤーおよびケーブル ・包装分野におけるカレンダーフィルム - 断熱用途の軟質発砲エラストマー(FEF) - 次の用途に使用される接着剤および封止剤 ・ドアおよび窓のシーリングに使用されるポリサルファイド系シーラントおよび一成分ポリウレタンフォーム ・防水コーティングおよび防食コーティング ・航空宇宙および防衛用途 - 航空宇宙および防衛製品の非構造接着に使用されるテープ - 皮革の加脂成分(子供用製品を除く)	POPs条約
6	短鎖型塩化パラフィン(SCCP, C10-13)	意図的使用禁止かつ	中鎖型塩化パラフィン(MCCP, C14-17)の不純物として含有する場合は	1500ppm未満

追加

青文字：更新箇所

# 禁止物質レベル2の改定内容

- ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)を追加（禁止物質レベル3からレベル2へ変更）
- 有機ハロゲン難燃剤(OFR)を追加 ⇒ 対象物質と規制対象の詳細は次ページ参照

No	物質/物質群	納入禁止日	規制対象	主な参照法令
1	ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)	2031年1月1日 ただし、今後の法規制動向に応じて変更する場合もある	すべての用途	米国国内法
2	ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質	2026年10月10日	織物、革、毛皮、皮での使用において ・PFHxA(塩を含む)の場合 25ppb(0.025ppm)未満 ・1つまたは複数のPFHxA関連物質の組合せの場合 濃度合計が1000ppb(1ppm)未満	EU REACH
3	有機ハロゲン難燃剤(OFR)	今後の法規制動向に応じて設定	次の用途 (1) ディスプレイのプラスチック製筐体およびスタンド (2) 上記以外：屋内用途のEEEのプラスチック筐体  <適用除外> - 皮膚に接触しない部品の筐体 - コード、ケーブル、スイッチ、コネクタ	米国国内法
4	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	今後の法規制動向に応じて設定	すべての用途	カナダ環境保護法1999

2Aに追加

2Bに追加

# 禁止物質レベル2の改定内容

有機ハロゲン難燃剤(OFR)の規制対象

- 実務における法律内容・解釈については、常に最新の情報を参照いただき、必ず原文等にてご確認ください。

<b>有機ハロゲン難燃剤</b>	<p>炎の炎症抑制のために使用する、以下の結合をもつ化学物質 炭素C – ハロゲン（フッ素F、塩素Cl、臭素Br、またはヨウ素I）</p> <p>※主にchemSHERPA管理対象物質 物質コード SG058（ハロゲン系難燃剤）の対象物質が該当するが、これに含まない物質もあるので注意</p>
<b>規制対象部品</b>	<p>プラスチック製外筐（外部筐体）*1に有機ハロゲン難燃剤を使用した電気電子製品*2の部品</p> <p>*1：外筐（外部筐体）とは、エンクロージャーの役割を果たし、電気電子製品の使用者が触れることができる部品。 エンクロージャーとは、感電の危険をもたらすリスクがある装置にアクセスできないようにするもの、もしくは内部で発生する電氣的妨害によって発生する炎の伝搬を遅らせるためのもの。</p> <p>*2：電気電子製品とは、標準120Vコンセント最大20A回路、または電池で駆動する製品</p>
<b>規制対象外部品</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般消費者がアクセスできない部品（プリント基板や内部ファン）</li><li>・取外し、交換できるが、製品が完全に組み立てられ機能する状態では電気電子製品の使用者が触れることができない部分</li><li>・重量が0.5g未満の部品</li><li>・配線、コード、ケーブル、スイッチ、電球、コネクタ</li><li>・外筐の周りを装飾のために囲った部品（PVCシート等）</li></ul>

# 購入先様へのお願い事項

# 不使用保証書の再提出のお願い

- 禁止物質レベル1の改定に伴い、不使用保証書の再提出をお願いいたします。
- 不使用保証書の再提出にあたっては、貴社製品または部品への禁止物質レベル1物質群の含有や混入の可能性の有無を、貴社サプライチェーンも含めて確認くださいますようお願いいたします。

## ■ 再提出の方法

ランク指針Ver.15に対応した最新の「不使用保証書(禁止物質レベル1)」に必要事項を記載・捺印の上、弊社が設定する期日までに再提出をお願いいたします。

製品に関する化学物質についての不使用保証書  
— 化学物質管理ランク指針 バージョン15(製品版) : 禁止物質レベル1 —

8桁（21Axxxxx、22Axxxxx）の購入先コードを必ず記載ください。  
購入先コードが不明な場合は、弊社調達担当者に確認ください。

## ■ 留意点

禁止物質レベル1の物質群をi-PRO規制内容を超えて含有する部材は、ランク指針Ver.15不適合となりますので、依頼させていただきます弊社部門に至急連絡の上、代替をお願いいたします。

# ランク指針改定に伴う留意点

## ■ 禁止物質レベル2

近い将来、レベル1になる可能性が極めて高いため、代替に向けた準備をお願いいたします。

## ■ RoHS対象物質の適用除外に関して

適用除外延長申請のあったその他の適用除外項目については、現在もEUで審議が継続しています。

これらの項目についても、適用除外期限が新たに設定される、または適用除外範囲が限定される可能性がありますので、今後の動向にご注視くださいますようお願いいたします。

# 関連文書

# 関連文書の掲載

以下の文書は下記URLから入手をお願いします

## 化学物質管理ランク指針(製品版) Ver.15

日本語・英語

<https://corp.i-pro.com/ja-JP/trust/commitment/environmental-initiatives>

英語

<https://corp.i-pro.com/en/trust/commitment/environmental-initiatives>

## グリーン調達基準書（第1.0版）

日本語・英語

<https://corp.i-pro.com/ja-JP/trust/commitment/environmental-initiatives>

英語

<https://corp.i-pro.com/en/trust/commitment/environmental-initiatives>

## 製品化学物質管理システム（グリーン調達マイスター） マニュアル類(メンバー専用)

日本語、英語、中国語 <http://10.75.46.178/gmmanual>

## chemSHERPA（CMPコンソーシアムホームページ）

日本語 <https://cmp-consortium.com>

英語・中国語 <https://cmp-consortium.com/english>

### 説明資料掲載サイト

日本語

<https://cmp-consortium.com/chemsherpa/aboutchemsherpa>

英語・中国語

<https://cmp-consortium.com/english/chemsherpa/aboutchemsherpa>

**iii-PRO**